



発行 東京都

目次

告示

- 特定計量器定期検査の実施(四件)……………
- ……………(生活文化スポーツ局計量検定所検査課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)……………

公告

- 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………
- ……………(デジタルサービス局戦略部戦略課)……………
- 防災街区整備事業組合の理事長の就任……………
- ……………(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………

告示

●東京都告示第千五百五十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月八日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 杉並区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年一月十二日から同年三月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第千五百五十四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月八日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 墨田区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもり

を含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動車はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和五年二月六日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

(一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第千五百五十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月八日

東京都計量検定所長 戸澤 互

一 検査地域 墨田区、世田谷区及び杉並区

二 検査対象 非自動車はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」とい

う)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日

令和五年一月十二日から同年三月三十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期

一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千五百五十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月八日

東京都計量検定所長 戸 澤

互

一 検査地域

墨田区及び江東区

二 検査対象

非自動はかりであつて、ひょう量が二トンを超えるもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二トン以下のもの(分銅及びおもりを含む。)

三 検査期日

令和五年一月九日から同年三月三十一日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。

五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
検査機関
の名称

●東京都告示第千五百五十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

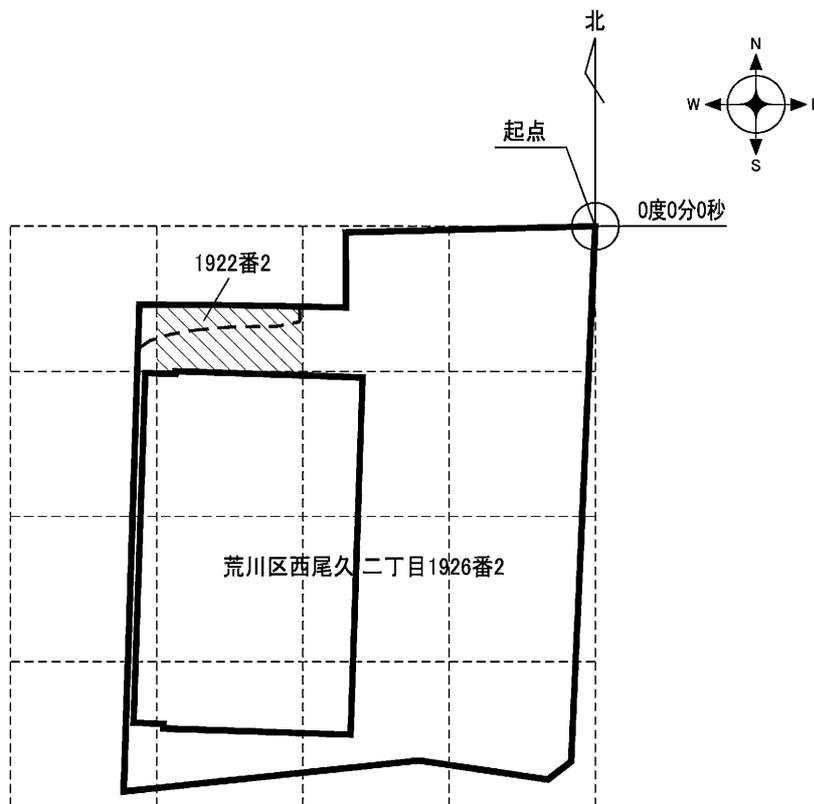
令和四年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(荒川区西尾久二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆界線
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、荒川区西尾久二丁目1926番2の最北端とする。

【格子の回転角度(0度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

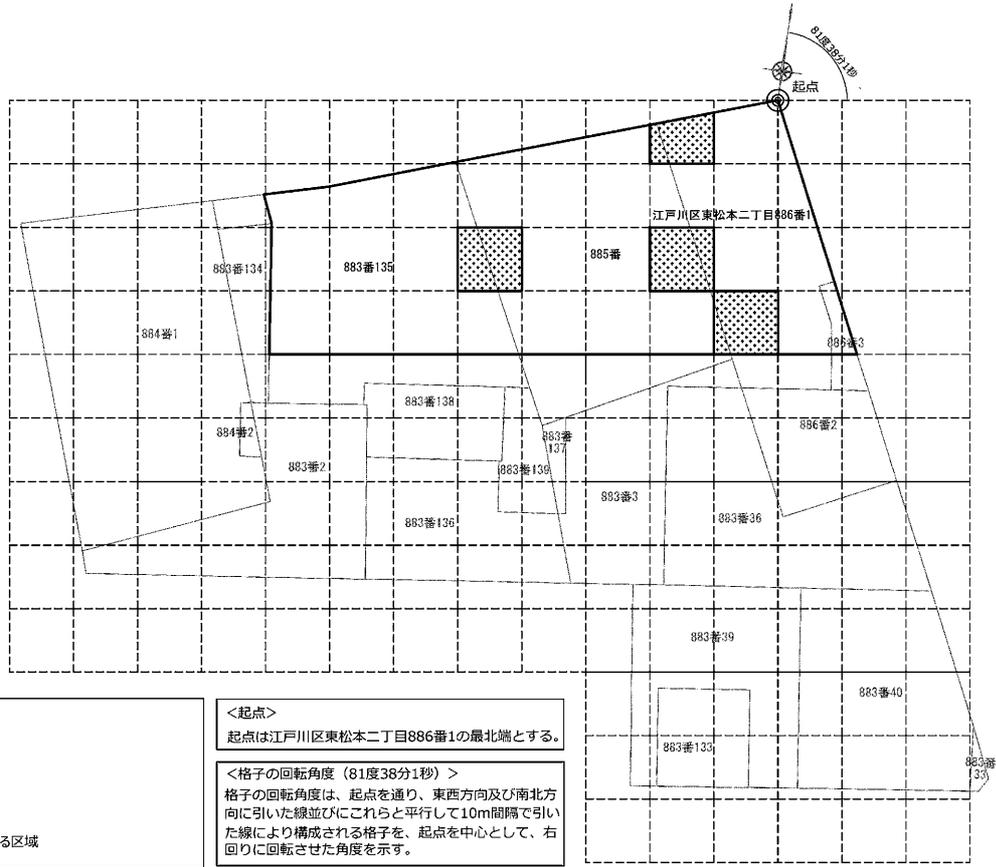
●東京都告示第千五百五十八号
 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条
 第二項の規定により、令和四年東京都告示第千二百九号に
 より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三
 項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の
 とおり告示する。

令和四年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（江戸川区東松本二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



<凡例>

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 調査対象地
- : 指定を解除する区域

<起点>
 起点は江戸川区東松本二丁目886番1の最北端とする。

<格子の回転角度 (81度38分1秒) >
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の
 公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年十二月八日

東京都知事 小 池 百合子

別表十一産業労働局中309の項から352の項までを319の項から362の項までとし、308の項の次に次のように加える。

309	労働者協同組合総会招集の承認	労働者協同組合法第60条	雇用就業部調整課	13			1	
310	労働者協同組合役員改選総会招集の承認	労働者協同組合法第53条第8項において準用する同法第60条	雇用就業部調整課	13			1	
311	労働者協同組合役員改選総代会招集の承認	労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第53条第8項において準用する同法第60条	雇用就業部調整課	13			1	
312	労働者協同組合総代会招集の承認	労働者協同組合法第71条第6項において準用する同法第60条	雇用就業部調整課	13			1	
313	労働者協同組合清算のための総会招集の承認	労働者協同組合法第94条第2項において準用する同法第60条	雇用就業部調整課	13			1	
314	特定労働者協同組合の認定	労働者協同組合法第94条の2	雇用就業部調整課	30			1	
315	特定労働者協同組合の変更認定	労働者協同組合法第94条の9第1項	雇用就業部調整課	25	道府県		1	
316	労働者協同組合決算関係書類の提出遅延に係る事前承認	労働者協同組合法施行規則第84条第2項	雇用就業部調整課	7			1	
317	特定非営利活動に係る事業の確認	労働者協同組合法附則第20条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)	雇用就業部調整課	15			1	
318	定期報告書の提出遅延に係る事前承認	労働者協同組合法施行規則附則第9条第2項	雇用就業部調整課	7			1	

防災街区整備事業組合の理事長の就任について

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百四十八条第三項において準用する都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により、東中延二丁目11番地区防災街区整備事業組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十二月八日

東京都知事 小池 百合子

一 氏名 漆原 諄佑

二 住所 品川区中延三丁目九番十三号

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

